

## 令和6年度鶴岡市中心市街地賑わいイベント支援事業補助金交付要綱

### 1 目的及び交付

市長は、鶴岡市中心市街地活性化基本計画（平成30年4月策定）第2章第2項に規定する本市の中心市街地の区域（以下「中心市街地」という。）における賑わいの創出・活性化を図るため、商業者団体等が中心市街地で行う賑わいづくりイベント等に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2 補助対象者

補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の商業者団体
- (2) 商店街等の地域団体
- (3) 市内の事業者を含む3者以上の事業者の連携体（実行委員会として組織する場合を含む。）

### 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、補助対象者が実施する自主的な事業のうち、地域内外から人を誘客することで中心市街地に賑わいを創出するイベント等とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 商品の販売、仕入先等のサプライチェーンのみで構成する事業
- (2) イベントの企画又はその全ての業務を委託する事業
- (3) 地域の行事等で、既に継続的に行われている事業
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を目的とする活動又はこれに類する事業
- (5) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は市からの委託事業
- (6) その他市長が支援することが適当でないと認める事業

### 4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、謝金、旅費、通信運搬費、設営費、広報費、借料、消耗品費、委託料、雑役務費、印刷製本費、光熱水費及び原材料費とする。

### 5 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、10万

円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

#### 6 交付の回数

同一の補助対象者に対する交付は、一会計年度につき2回までとする。

#### 7 交付申請

交付申請書に添付すべき書類は、規則第3条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 市税納付状況の照会に係る届出（法人格のない任意団体を除く。）
- (2) 補助対象者の概要及び構成員が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

#### 8 軽微な変更

規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の2割以内の増減とする。

#### 9 実績報告書

実績報告書の提出期限は、事業の終了後30日を経過する日又は令和7年2月28日までとし、添付すべき書類は、規則第13条に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### 10 帳簿等の保管

規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、令和11年度の末日までとする。

#### 11 その他

この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。